

火花を生じない構造の通風機に関する事項

改正規則等

鋼船規則 S 編

高速船規則

冷蔵設備規則

鋼船規則検査要領 D 編, H 編, S 編, O 編, P 編, PS 編, Q 編及び R 編

高速船規則検査要領

冷蔵設備規則検査要領

改正事項

火花を生じない構造の通風機に関する事項

改正理由

- (1) SOLAS 条約第 II-2 章において、貨物ポンプ室、車両積載区域等の爆発の危険性の高い場所の通風装置は、可燃性蒸気の発火源とならないよう、火花を生じない構造のものとするよう規定されている。本会規則において、火花を生じない構造が要求される通風機は、鋼船規則検査要領 R 編 R4.5.4-1.の規定に適合する構造とし、適当な保護金網が取り付けられたものとする旨規定している。同要件は、当該機器の要件が規定されている各編でも参照されており、今般、各編の要件をより統一的に規定すべく関連規定を改めた。
- (2) 本会規則においては、爆発性雰囲気中で使用可能な電気機器として、IEC 60079 又は本会が適当と認める国内機関が発行する指針に適合する防爆形のものを使用するよう規定している。今般、当該指針の見直しが行われたことから、最新版を参照するとともに、各編の同要件をより統一的に規定すべく関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 火花を生じない構造が要求される通風機に対する要件を統一した。
- (2) 爆発性雰囲気中で使用可能な電気機器に関する引用指針を最新のものに改めるとともに、当該要件の文言を統一した。